

# 群馬大学大学院理工学府放射線障害予防委員会規程

平成 25 年 4 月 1 日 制定  
改正 令和元年 8 月 22 日

(趣 旨)

第 1 条 群馬大学大学院理工学府放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、群馬大学大学院理工学府放射線障害予防委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、理工学府長に具申する。

- (1) 放射性同位元素等の管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）、放射線取扱主任者の代理者（以下「代理者」という。）、放射線取扱副主任者（以下（「副主任者」という。）及び放射線取扱主任者の補佐（以下「主任者補佐」という。）の推薦に関すること。
- (3) 予防規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 放射線業務従事者の健康管理及び安全管理に関すること。
- (5) 放射線業務従事者の登録に関すること。
- (6) 非常事態及び異常事態の措置に関すること。
- (7) 放射性同位元素等使用施設・設備の新設及び拡充等に関すること。
- (8) その他放射線障害の防止に関すること。

(組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理工学府長
- (2) 主任者
- (3) 副主任者
- (4) 主任者補佐
- (5) 理工学府長が委嘱する教員 若干人

(任 期)

第 4 条 前条第 5 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長を置き、必要に応じて副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことが出来ない。

- 2 議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第 8 条 委員会の事務は、研究推進部産学連携推進課において処理する。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、委員会及び教授会の議を経て、理工学府長行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 8 月 22 日から施行する。